



2 区政のしくみ



区の機関は、議決機関（区議会）と執行機関（区長等）から構成されている。区議会および区長は、区民の直接選挙によって選ばれ、それぞれが区民の代表機関として権限と役割を分担し、相互の抑制、均衡により円滑な自治運営を図っている。

また、区では、区民、議会、執行機関の三者が力を合わせて区政を進めるための基本的なルールとして「練馬区政推進基本条例」を制定し、区民、議会、執行機関のそれぞれの役割と責務、区政運営の基本原則などを定めている。

(1) 議決機関（区議会）

議決機関である区議会は、区民から選挙によって選ばれた議員（条例定数 50 人・任期 4 年）で構成される合議制の機関であり、27 年 4 月の統一地方選挙により選出された議員で運営されている。

区議会を代表し、統括する議長には第 69 代議長として小林みつぐ議員、副議長には第 71 代副議長として酒井妙子議員が、ともに 29 年 7 月 7 日に就任した。なお、30 年 6 月 27 日に第 70 代議長として福沢剛議員、第 72 代副議長として西野こういち議員が就任した。

●区議会のはたらき

区議会の本来的な仕事は議決であり、議決を必要と

する事項は、(1) 条例の制定・改廃 (2) 予算の決定 (3) 決算の認定 (4) 区の税金・使用料・手数料の決定 (5) 条例で定める契約の締結などである。また、区政の適正な運営を期するため、執行機関を監視するのも役割の一つである。さらに区議会は、住民から出された請願・陳情を審査し、採択したものは区長に送付し、その処理経過の報告を受けている。

【議案等議決件数】

(単位：件) 29 年 1～12 月

区分	可決	否決	承認	認定	了承
条 例	46	1	—	—	—
規 則	—	—	—	—	—
予 算	14	—	—	—	—
決 算	—	—	—	5	—
契約・買入れ	10	—	—	—	—
区道認定・変更等	28	—	—	—	—
区長専決処分事項の承認	—	—	—	—	—
選任・任命の同意	22	—	—	—	—
特別委員会の設置	—	—	—	—	—
指定管理者の指定	11	—	—	—	—
意見書	4	—	—	—	—
決 議	6	—	—	—	—
その他	10	—	—	—	—
計	151	1	—	5	—

【常任委員会および委員会開催状況】

29 年 12 月 31 日現在

委員会名	所管事項	委員名（◎委員長、○副委員長）	開催数
企画総務委員会 定数 10 人	区長室、企画部、危機管理室、総務部、会計管理室、選挙管理委員会および監査委員の所管に関する事項ならびに他の常任委員会の所管に属しない事項	◎小川けいこ ○西野こういち 藤井たかし うすい民男 有馬 豊 石黒たつお 山田かずよし 小泉 純二 平野まさひろ やない克子	22 回
区民生活委員会 定数 10 人 欠員 2 人	区民部、産業経済部、地域文化部および農業委員会の所管に関する事項	◎吉田ゆりこ ○関口 和雄 田中ひでかつ 内田ひろのり 土屋としひろ 白石けい子 かしわざき強 坂尻まさゆき	20 回
健康福祉委員会 定数 10 人 欠員 1 人	福祉部および健康部の所管に関する事項	◎田中よしゆき ○浅沼 敏幸 かしままさお 宮原よしひこ 島田 拓 池尻 成二 笠原こうぞう 宮崎はるお かとうぎ桜子	19 回
環境まちづくり委員会 定数 10 人 欠員 1 人	環境部、都市整備部および土木部の所管に関する事項	◎柳沢よしみ ○かわすみ雅彦 上野ひろみ 光永 勉 やくし辰哉 倉田れいか 小林みつぐ 小川こうじ 橋本けいこ	21 回
文教児童青少年委員会 定数 10 人 欠員 1 人	教育委員会の所管に関する事項	◎村上 悦栄 ○斉藤 静夫 福沢 剛 酒井 妙子 井上勇一郎 きみがき圭子 西山きよたか 米沢ちひろ 岩瀬たけし	19 回

注：各常任委員会の委員は、29 年 7 月 7 日就任。委員会の開催数は、29 年 1～12 月の期間

●本会議と委員会

区議会は、条例により年4回（2・6・9・11月）開れる定例会と、特定の案件を審議するため必要に応じて召集される臨時会がある。

議会の議決は、本会議で行わなければその効力を生じないが、区の仕事は複雑多岐にわたっており、議会としても能率的かつ専門的な審査を必要とするため、いくつかの分野に分けて、委員会を設けている。

委員会には、常任委員会、議会運営委員会および特

別委員会がある。常任委員会は、企画総務、区民生活、健康福祉、環境まちづくり、文教児童青少年の5委員会が設置されている。また、特別委員会は、必要がある場合に設置することとなっており、総合・災害対策等、医療・高齢者等、清掃・エネルギー等、交通対策等の4委員会が設置されている。

本会議および各委員会は傍聴することができる。傍聴には傍聴券が必要である。

〔議会運営委員会および委員会開催状況〕

29年12月31日現在

委員会名	所管事項	委員名（◎委員長、○副委員長）	開催数
議会運営委員会 定数17人 欠員4人	(1) 議会の運営に関する事項 (2) 議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項 (3) 議長の諮問に関する事項	◎小泉 純二 ○うすい民男 関口 和雄 藤井たかし 小川けいこ 田中よしゆき 内田ひろのり 吉田ゆりこ 西野こういち 有馬 豊 島田 拓 石黒たつお やない克子	29回

注：議会運営委員会の委員は、29年7月7日就任。委員会の開催数は、29年1～12月の期間

〔特別委員会および委員会開催状況〕

29年12月31日現在

委員会名	所管事項	委員名（◎委員長、○副委員長）	開催数
総合・災害対策等 特別委員会 定数13人 欠員1人	(1) 地域防災についての調査研究 (2) 危機管理指針についての調査研究 (3) 地方分権の推進および財政権拡充についての調査研究	◎藤井たかし ○小川こうじ 関口 和雄 笠原こうぞう 福沢 剛 吉田ゆりこ 酒井 妙子 有馬 豊 山田かずよし 土屋としひろ かとうぎ桜子 白石けい子	14回
医療・高齢者等 特別委員会 定数13人 欠員1人	(1) 地域医療の環境整備についての調査研究 (2) 病床の確保についての調査研究 (3) 高齢者施策についての調査研究 (4) 介護保険制度についての調査研究	◎かしわざき強 ○内田ひろのり 村上 悦栄 小泉 純二 田中ひでかつ 斉藤 静夫 平野まさひろ 米沢ちひろ 島田 拓 石黒たつお やない克子 池尻 成二	17回
清掃・エネルギー等 特別委員会 定数12人 欠員1人	(1) 清掃事業についての調査研究 (2) 資源循環型についての調査研究 (3) エネルギー対策についての調査研究	◎西山きよたか ○井上勇一郎 小川けいこ 上野ひろみ かわすみ雅彦 うすい民男 西野こういち 宮崎はるお 坂尻まさゆき 倉田れいか きみがき圭子	14回
交通対策等 特別委員会 定数12人 欠員2人	(1) バス交通体系についての調査研究 (2) 都営地下鉄大江戸線の延伸および導入空間についての調査研究 (3) エイトライナーについての調査研究 (4) 東京外かく環状道路についての調査研究 (5) 西武線連続立体についての調査研究	◎宮原よしひこ ○かしままさお 小林みつぐ 田中よしゆき 光永 勉 柳沢よしみ やくし辰哉 浅沼 敏幸 橋本けいこ 岩瀬たけし	14回

注：各特別委員会の委員は、29年7月7日就任。委員会の開催数は、29年1～12月の期間

〔予算・決算特別委員会および委員会開催状況〕

29年12月31日現在

委員会名	所管期間	所管事項	委員名（◎委員長、○副委員長）	開催数
予算特別委員会	29年2月17日～3月9日	29年度各会計歳入歳出予算の審査	◎小泉 純二 ○倉田れいか 議長を除く全議員	14回
予算特別委員会（補正）	29年10月2～4日	29年度各会計歳入歳出補正予算の審査	◎田中ひでかつ ○浅沼 敏幸 議長を除く全議員	2回
決算特別委員会	29年9月6日～10月11日	28年度各会計歳入歳出決算の審査	◎内田ひろのり ○島田 拓 議長を除く全議員	14回

●平成 29～30 年の区議会

1 第一回定例会 (29年2月8日～3月15日)

定例会の初日に区長から、「平成 29 年度当初予算案編成の基本的考え方」「子どもの成長と子育ての総合的な支援」「福祉・医療の充実」「安全・快適な都市の実現に向けた基盤整備」「練馬区の魅力を楽しめるまちづくり」などについての所信表明があり、これを受けて 10 名の議員が一般質問を行った。

議案として区長から、「平成 29 年度練馬区一般会計予算」「練馬区立地域集会所条例の一部を改正する条例」「練馬区立都市公園条例の一部を改正する条例」など 34 議案が提出された。議員からは、「練馬区議会の議員報酬および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」など 6 議案が提出された。また、委員会から、「地域医療の充実の推進を求める決議」の 1 議案が提出された。

審議の結果、区長提出 34 議案、議員提出 5 議案および委員会提出 1 議案を原案どおり可決、議員提出 1 議案を否決した。

2 第二回定例会 (29年6月9日～7月7日)

定例会の初日に区長から、「ランドデザイン構想」

「子ども・子育て施策」「高齢者施策の充実」「空家等対策の推進」「シェアサイクル社会実験の実施」などについての所信表明があり、これを受けて 11 名の議員が一般質問を行った。

議案として区長から、「練馬区空家等および不良居住建築物等の適正管理に関する条例」「練馬区名誉区民選定の同意について」など 46 議案が提出された。議員からは、「北朝鮮のミサイル発射に断固抗議する決議」など 2 議案が提出された。

審議の結果、全ての議案を原案どおり可決した。

最終日の本会議では、田中ひでかつ議長、光永勉副議長の辞職に伴い、議長および副議長の選挙が行われ、議長に小林みつぐ議員、副議長に酒井妙子議員をそれぞれ選出した。

3 第三回定例会 (29年9月6日～10月13日)

定例会の初日に区長から、「子育て支援と児童虐待対策の充実」「特別養護老人ホーム等の開設」「健康づくり事業の充実と骨髄ドナー支援制度の創設」「障害者福祉の充実」「生産緑地制度の改正」「地域おこしプロジェクトの開始」などについての所信表明があり、これを受けて 10 名の議員が一般質問を行った。

【練馬区議会議員名簿】

定数 50 人 在職議員 50 人 30 年 6 月 27 日現在

氏名	会派	電話	住所	氏名	会派	電話	住所
関口和雄	自民党	3998-1752	〒176-0021 貫井 3-53-8	西野こういち	公明党	6272-4249	〒176-0021 貫井 3-22-11
小林みつぐ	自民党	3999-3471	〒176-0024 中村 1-3-3	平野まさひろ	公明党	6362-3768	〒178-0065 西大泉 5-4-8
村上悦栄	自民党	3931-0707	〒179-0081 北町 2-30-19	小川こうじ	公明党	3929-2980	〒177-0045 石神井台 8-18-34-221
小泉純二	自民党	3970-8615	〒179-0074 春日町 6-6-39-603	宮崎はるお	公明党	6336-0276	〒177-0032 谷原 3-25-12-126
藤井たかし	自民党	5905-0533	〒178-0065 西大泉 3-29-20	有馬豊	共産党	5934-4893	〒177-0041 石神井町 1-17-14
西山きよたか	自民党	3996-7004	〒177-0041 石神井町 2-31-14	米沢ちひろ	共産党	3577-2769	〒176-0021 貫井 1-44-12-401
小川けいこ	自民党	3948-0373	〒176-0012 豊玉北 6-20-9-305	島田拓	共産党	6755-7814	〒179-0075 高松 4-5-12-403
かしわざき強	自民党	3924-7789	〒178-0062 大泉町 4-34-5	やくし辰哉	共産党	5935-4437	〒178-0063 東大泉 1-12-22-302
笠原こうぞう	自民党	3990-3773	〒177-0034 富士見台 1-26-19	坂尻まさゆき	共産党	6338-6554	〒179-0083 平和台 2-15-16-102
福沢剛	自民党	6317-7044	〒176-0006 栄町 1-2-901	野村説	共産党	5999-1200	〒179-0085 早宮 3-1-15
田中ひでかつ	自民党	3999-0792	〒179-0075 高松 1-9-7	浅沼敏幸	国民無所属	3998-4510	〒179-0074 春日町 4-24-4
上野ひろみ	自民党	3939-0646	〒179-0073 田柄 4-36-34	倉田れいか	国民無所属	3923-5672	〒177-0031 三原台 2-4-7-1A
田中よしゆき	自民党	5903-9417	〒177-0044 上石神井 4-8-8	石黒たつお	国民無所属	3924-9711	〒178-0064 南大泉 2-2-33
かわすみ雅彦	自民党	6761-0007	〒177-0042 下石神井 4-20-29	井上勇一郎	国民無所属	3926-7146	〒177-0053 関町南 4-6-12-603
かしままさお	自民党	6904-4363	〒178-0064 南大泉 3-9-22	きみがき圭子	生活ネット	3948-6408	〒178-0065 西大泉 2-20-8
柴田さちこ	自民党	3921-0303	〒178-0063 東大泉 3-4-3-204	橋本けいこ	生活ネット	3948-6408	〒177-0035 南田中 2-3-43
たかはし慎吾	自民党	3408-6675	〒179-0085 早宮 2-10-3	やない克子	生活ネット	3948-6408	〒177-0051 関町北 5-17-4
宮原よしひこ	公明党	3948-5722	〒176-0013 豊玉中 3-28-15-406	池尻成二	市民の声	5933-0108	〒178-0063 東大泉 5-6-9
内田ひろのり	公明党	3977-5646	〒179-0071 旭町 3-3-13	岩瀬たけし	市民の声	5935-4071	〒178-0061 大泉学園町 2-10-1-101
斉藤静夫	公明党	5947-3722	〒178-0061 大泉学園町 4-17-22	高口ようこ	市民の声	6915-8535	〒176-0002 桜台 2-40-6-103
うすい民男	公明党	6760-1162	〒177-0041 石神井町 3-3-33	白石けい子	立憲ねりま	3990-3107	〒179-0075 高松 3-24-19-2F
吉田ゆりこ	公明党	3933-3489	〒179-0081 北町 6-35-27	野沢なな	立憲ねりま	5926-4561	〒179-0084 氷川台 3-27-4-105
光永勉	公明党	3970-9409	〒179-0074 春日町 1-38-9	山田かずよし	維新	3991-3087	〒176-0012 豊玉北 5-16-12-503
柳沢よしみ	公明党	3594-7510	〒177-0051 関町北 5-5-8-505	土屋としひろ	オンブズ	3991-6343	〒176-0012 豊玉北 6-23-6-203
酒井妙子	公明党	6909-2960	〒179-0072 光が丘 3-3-4-922	かとうぎ桜子	市民ふくし	3978-4154	〒178-0063 東大泉 3-1-18-102

注：会派名略称

自民党：練馬区議会自由民主党、公明党：練馬区議会公明党、共産党：日本共産党練馬区議団、国民無所属：練馬区議会国民民主党・無所属クラブ、生活ネット：生活者ネットワーク、市民の声：市民の声ねりま、立憲ねりま：練馬区議会立憲ねりま、維新：練馬区議会維新の会、オンブズ：オンブズマン練馬、市民ふくし：市民ふくしフォーラム

議案として区長から、「平成 28 年度練馬区一般会計歳入歳出決算」「練馬区生産緑地地区の区域の規模に関する条例」「練馬区立都市公園条例の一部を改正する条例」など 28 議案が提出された。議員からは、「北朝鮮の核実験に断固抗議する決議」など 3 議案が提出された。また、委員会から、「固定資産税および都市計画税の軽減措置等の継続を求める意見書」の 1 議案が提出された。

審議の結果、全ての議案を原案どおり可決した。

4 第四回定例会（29 年 11 月 30 日～12 月 15 日）

定例会の初日に区長から、「ねりまユニバーサルフェスの開催」「区立幼稚園における預かり保育の実施」「練馬光が丘病院の移転改築」「西武新宿線連続立体交差事業の促進」「練馬区無電柱化推進計画の策定」「区政改革計画に基づく個別計画の策定」「次期アクションプランの策定」などについての所信表明があり、これを受けて 9 名の議員が一般質問を行った。

議案として区長から、「練馬区立スポーツ施設条例の一部を改正する条例」「練馬区立幼稚園条例の一部を改正する条例」など 29 議案が提出された。議員からは、「北朝鮮のミサイル発射に断固抗議する決議」の 1 議案が提出された。

審議の結果、全ての議案を原案どおり可決した。

5 第一回定例会（30 年 2 月 2 日～3 月 9 日）

定例会の初日に区長から、「平成 30 年度当初予算案」「子どもの成長と子育ての総合的な支援」「高齢者・障害者が住み慣れた地域で暮らせるまちづくり」「安心を支える福祉と医療の充実」「安全・快適な都市の実現に向けた基盤整備」「練馬の魅力を楽しめるまちづくり」などについての所信表明があり、これを受けて 11 名の議員が一般質問を行った。

議案として区長から、「平成 30 年度練馬区一般会計予算」「練馬区心身障害者福祉手当条例の一部を改正する条例」「練馬区住宅宿泊事業の適正な運営に関する条例」など 41 議案が提出された。議員からは、「北京市海淀区への議員派遣について」など 1 議案が提出された。また、委員会から、「東京都保健医療計画決定に向けた意見書」の 1 議案が提出された。

審議の結果、全ての議案を原案どおり可決した。

〔会派別構成〕

（単位：人） 30 年 6 月 27 日現在

会派名	人員
練馬区議会自由民主党	17
練馬区議会公明党	12
日本共産党練馬区議団	6
練馬区議会国民民主党・無所属クラブ	4
生活者ネットワーク	3
市民の声ねりま	3
練馬区議会立憲ねりま	2
練馬区議会維新の会	1
オンブズマン練馬	1
市民ふくしフォーラム	1
計	50

〔請願・陳情審査件数〕

（単位：件） 29 年 1 月～12 月

区分	件数	審査結果				
		採択	不採択	取り下げ	付託替え	継続審議
委員会						
常任委員会	企画総務	24	-	-	-	24
	区民生活	12	2	2	-	8
	健康福祉	12	2	-	1	10
	環境まちづくり	35	2	-	2	32
	文教児童青少年	24	-	4	-	20
	議会運営	9	-	-	-	9
特別委員会	総合・災害対策等	1	-	-	-	1
	医療・高齢者等	5	-	3	-	2
	清掃・エネルギー等	-	-	-	-	-
	交通対策等	6	-	-	1	5
	予 算	/	/	/	/	/
	決 算	/	/	/	/	/
計	128	6	9	4	111	

注：①件数の上段は請願、下段は陳情

②請願・陳情の件数は、前年からの継続分および分割付託を含む。採択、不採択、取り下げには、一部採択、一部不採択、一部取り下げを含む

〔歴代議長〕

	昭和	党別
1	上野徳次郎 22.10.11～23.11.15	自由党
2	桜井 米蔵 23.11.15～24.11.25	//
3	小口 政雄 24.11.25～25.10.30	//
4	梅内 正雄 25.10.30～26. 9.19	//
5	篠田 鎮雄 26.10.29～27.10.29	//
6	梅内 正雄 27.10.29～28.12. 2	//
7	井口 仙蔵 28.12. 2～29.12.22	//
8	塚田 洪憲 29.12.22～30. 9.19	//
9	井口 仙蔵 30.10.20～31.10.29	自民党
10	井口 仙蔵 31.10.29～32.11.29	//
11	梅内 正雄 32.11.29～34. 3.18	//
12	林 亮海 34. 3.18～34. 9.19	//
13	上野徳次郎 34.10.23～35.12.27	//
14	桜井 米蔵 35.12.27～37. 2. 9	//
15	梅内 正雄 37. 2. 9～37.12.22	//
16	橋本銀之助 37.12.22～38. 9.19	//
17	井口 仙蔵 38.10.23～40. 3.10	//
18	越後 幹雄 40. 3.10～42. 5. 2	//
19	長谷川安正 42. 7.11～43. 7.16	//
20	小柳 信子 43. 7.16～44. 7.24	//
21	橋本銀之助 44. 7.24～45. 7.11	//
22	橋本銀之助 45. 7.11～46. 5.29	//
23	塚田 洪憲 46. 7. 6～47. 7.19	//
24	横山 繁雄 47. 7.19～48. 7.28	//
25	関口 三郎 48. 7.28～49. 7.30	//
26	田中阿久理 49. 7.30～50. 5.29	//
27	楠 直正 50. 6.23～51. 7. 9	//
28	横山 繁雄 51. 7. 9～52. 7.27	//
29	内田仙太郎 52. 7.27～53. 7.14	//
30	豊田 三郎 53. 7.14～54. 5.29	//
31	貫井 武夫 54. 6.22～55. 7.10	//
32	上野 定雄 55. 7.10～56. 7.21	//
33	矢崎 久雄 56. 7.21～57. 7. 6	//
34	大野喜三郎 57. 7. 6～58. 5.29	//
35	貫井 武夫 58. 6.15～59. 7.10	//
36	上野 定雄 59. 7.10～60. 7.19	//
37	田中 確也 60. 7.19～61. 7.24	//
38	望月 泰治 61. 7.24～62. 5.29	//
39	楠 直正 62. 6.15～63. 7.13	//
	平成	
40	椎名 貞夫 63. 7.13～元. 7.21	公明党
41	山田左千夫 元. 7.21～2. 7.13	自民党
42	渡辺 耕平 2. 7.13～3. 5.29	//
43	関口 和雄 3. 6.13～4. 7. 2	//
44	吉野 信義 4. 7. 2～5. 7.29	//
45	大橋 静男 5. 7.29～6. 7.12	//
46	中島 力 6. 7.12～7. 5.29	//
47	高橋かずみ 7. 6. 9～8. 6.25	//
48	関口 三郎 8. 6.25～9. 7.24	//
49	浅沼 敏幸 9. 7.24～10. 6.19	無所属
50	関口 和雄 10. 6.19～11. 5.29	自民党
51	関口 和雄 11. 6.11～12. 7.14	//
52	土屋 新一 12. 7.14～13. 7.11	民主党
53	小林みつぐ 13. 7.11～14. 7.16	自民党
54	村上 悦栄 14. 7.16～15. 5.29	//
55	中島 力 15. 6.12～16. 6.18	//
56	小林みつぐ 16. 6.18～17. 7.22	//
57	本橋まさと 17. 7.22～18. 6.28	//
58	村上 悦栄 18. 6.28～19. 5.29	//
59	関口 和雄 19. 6.11～20. 6.20	//
60	しばぎ幹男 20. 6.20～21. 6.17	//
61	本橋 正寿 21. 6.17～22. 6.17	//
62	西山きよたか 22. 6.17～23. 5.29	//
63	小川けいこ 23. 6.13～24. 6.22	//
64	藤井たかし 24. 6.22～25. 6.28	//
65	小泉 純二 25. 6.28～26. 6.20	//
66	村上 悦栄 26. 6.20～27. 5.29	//
67	かしわぎき強 27. 6.12～28. 6.17	//
68	田中ひでかつ 28. 6.17～29. 7. 7	//
69	小林 みつぐ 29. 7. 7～30. 6.27	//
70	福沢 剛 30. 6.27～	//

〔歴代副議長〕

	昭和	党別
1	小口 政雄 22.10.11～23.11.15	自由党
2	塚田 洪憲 23.11.15～24.11.25	//
3	内田建三郎 24.11.25～25.10.30	//
4	豊田 勝夫 25.10.30～26. 9.19	//
5	大野 政吉 26.10.29～27.10.29	//
6	加山 峯吉 27.10.29～28.12.2	//
7	橋本銀之助 28.12. 2～29.12.22	//
8	永盛勇三郎 29.12.22～30. 9.19	//
9	一野 義純 30.10.20～31.10.29	自民党
10	松本 茂 31.10.29～32. 8.30	//
11	豊田 勝夫 32. 8.30～32.11.29	//
12	山下 新吉 32.11.29～34. 3.18	社会党
13	大戸 淳三 34. 3.18～34. 9.19	自民党
14	矢ヶ崎信夫 34.10.23～35.12.27	//
15	越後 幹雄 35.12.27～37. 2. 9	//
16	荒井 澄雄 37. 2. 9～37.12.22	社会党
17	並木 亀吉 37.12.22～38. 9.19	自民党
18	長谷川安正 38.10.23～39. 5.27	//
19	宇野津定三 39. 5.27～40. 3.10	公明党
20	横山 倉吉 40. 3.10～42. 5. 2	自民党
21	榎本 喜芳 42. 7.11～43. 7.16	社会党
22	木下喜三郎 43. 7.16～44. 7.24	//
23	本橋弘三郎 44. 7.24～45. 7.11	//
24	木下喜三郎 45. 7.11～46. 5.29	//
25	岡本 和男 46. 7. 6～47. 7.19	//
26	本橋弘三郎 47. 7.19～48. 7.28	//
27	土屋 新一 48. 7.28～49. 7.30	//
28	藤代権兵衛 49. 7.30～50. 5.29	//
29	小池 広司 50. 6.23～51. 7. 9	公明党
30	小林としたか 51. 7. 9～52. 7.27	//
31	椎名 貞夫 52. 7.27～53. 7.14	//
32	安藤 美義 53. 7.14～54. 5.29	//
33	宇野津定三 54. 6.22～55. 7.10	//
34	田中てるみ 55. 7.10～56. 7.21	//
35	小池 広司 56. 7.21～57. 7. 6	//
36	小林としたか 57. 7. 6～58. 5.29	//
37	椎名 貞夫 58. 6.15～59. 7.10	//
38	田中 保徳 59. 7.10～60. 7.19	//
39	竹内 智久 60. 7.19～61. 7.24	//
40	俵頭 功 61. 7.24～62. 5.29	//
41	小林 利孝 62. 6.15～63. 7.13	//
	平成	
42	吉野 信義 63. 7.13～元. 7.21	自民党
43	田中 保徳 元. 7.21～2. 7.13	公明党
44	竹内 智久 2. 7.13～3. 5.29	//
45	椎名 貞夫 3. 6.13～4. 7. 2	//
46	白井 繁雄 4. 7. 2～5. 7.29	//
47	冨塚 辰雄 5. 7.29～6. 7.12	//
48	秋本 和昭 6. 7.12～7. 5.29	//
49	俵頭 功 7. 6. 9～8. 6.25	公明
50	斉藤 宗孝 8. 6.25～9. 7.24	//
51	西川 康彦 9. 7.24～10. 6.19	//
52	冨塚 辰雄 10. 6.19～11. 5.29	//
53	秋本 和昭 11. 6.11～12. 7.14	公明党
54	武藤 昭夫 12. 7.14～13. 7.11	共産党
55	山田 哲丸 13. 7.11～14. 7.16	公明党
56	斉藤 宗孝 14. 7.16～15. 5.29	//
57	西川 康彦 15. 6.12～16. 6.18	//
58	岩崎 典子 16. 6.18～17. 7.22	//
59	斉藤 宗孝 17. 7.22～18. 6.28	//
60	秋本 和昭 18. 6.28～19. 5.29	//
61	宮原 義彦 19. 6.11～20. 6.20	//
62	田代 孝海 20. 6.20～21. 6.17	//
63	岩崎 典子 21. 6.17～22. 6.17	//
64	内田ひろのり 22. 6.17～23. 5.29	//
65	斉藤 静夫 23. 6.13～24. 6.22	//
66	つすい民男 24. 6.22～25. 6.28	//
67	吉田ゆりこ 25. 6.28～26. 6.20	//
68	柳沢よしみ 26. 6.20～27. 5.29	//
69	内田ひろのり 27. 6.12～28. 6.17	//
70	光永 勉 28. 6.17～29. 7. 7	//
71	酒井 妙子 29. 7. 7～30. 6.27	//
72	西野こういち 30. 6.27～	//

(2) 執行機関（区長・行政委員会など）

区的意思決定機関（議決機関）である区議会に対し、決定された意思の実施機関（執行機関）として、区長および行政委員会、行政委員が置かれ、さらに補助機関として、副区長、会計管理者およびその他の職員が置かれている。また、附属機関として区政に必要な調査・審議を行う各種の協議会、審議会等が設けられている。

●区長と補助機関

1 区長

区長は区を代表し、その事務全般を統括する執行機関で、任期は4年である。

昭和49年6月の「地方自治法」の改正により、区民による直接選挙制度が復活し、翌年4月27日に初の選挙が行われた。

平成30年4月15日に行われた区長選挙の結果、前川耀男が選出され、第19代区長に就任した。

2 副区長（助役）、会計管理者（収入役）

区長を補佐する副区長は、区長が区議会の同意を得て選任し、任期は4年である。練馬区では、副区長の定数を2人とし、黒田叔孝と山内隆夫が在任している。

また、会計事務をつかさどる機関である会計管理者は、職員の中から区長が命ずる。

なお、18年の「地方自治法」改正以前は、助役および収入役が置かれていた。

〔歴代区長〕

1	白井五十三	昭和	22. 9. 20	～	26. 9. 19
2	須田操		26. 9. 20	～	30. 9. 19
3	//		30. 11. 9	～	34. 11. 8
4	//		34. 12. 3	～	38. 12. 2
5	//		38. 12. 26	～	42. 6. 21
6	片健治		43. 7. 29	～	47. 7. 28
7	田畑健介		48. 10. 16	～	50. 4. 26
8	//		50. 4. 27	～	54. 4. 26
9	//		54. 4. 27	～	58. 4. 26
10	//		58. 4. 27	～	62. 4. 26
11	岩波三郎	平成	62. 4. 27	～	3. 4. 26
12	//		3. 4. 27	～	7. 4. 26
13	//		7. 4. 27	～	11. 4. 26
14	//		11. 4. 27	～	15. 4. 26
15	志村豊志郎		15. 4. 27	～	19. 4. 26
16	//		19. 4. 27	～	23. 4. 26
17	//		23. 4. 27	～	26. 2. 23
18	前川耀男		26. 4. 20	～	30. 4. 19
19	//		30. 4. 20	～	在任中

〔歴代副区長〕

1	関口和雄	平成	19. 4. 1	～	19. 6. 12
2	//		19. 6. 13	～	23. 6. 12
3	琴尾隆明		23. 6. 14	～	27. 6. 13
4	山内隆夫		26. 6. 20	～	30. 6. 19
5	黒田叔孝		27. 6. 15	～	在任中
6	山内隆夫		30. 6. 20	～	在任中

〔歴代助役〕

1	小林四郎	昭和	22. 12. 4	～	26. 12. 3
2	//		26. 12. 4	～	30. 12. 3
3	//		30. 12. 4	～	34. 12. 3
4	//		34. 12. 10	～	38. 12. 9
5	星義文		39. 5. 27	～	42. 6. 21
6	金子光		43. 9. 3	～	47. 9. 2
7	三浦忠正		48. 10. 29	～	52. 10. 28
8	//		52. 10. 29	～	56. 10. 28
9	//		56. 10. 29	～	60. 10. 28
10	中園啓一		58. 6. 21	～	62. 6. 13
11	三浦忠正		60. 10. 29	～	62. 4. 25
12	三石辰雄	平成	62. 6. 26	～	3. 6. 25
13	//		3. 6. 26	～	7. 6. 25
14	//		7. 6. 26	～	11. 6. 25
15	志村豊志郎		11. 6. 26	～	15. 2. 12
16	関口和雄		15. 6. 13	～	19. 3. 31

〔歴代収入役〕

1	原 鋌 二	昭和	22. 12. 4	～	26. 12. 3
2	//		26. 12. 4	～	30. 12. 3
3	//		30. 12. 4	～	34. 12. 3
4	//		34. 12. 10	～	38. 12. 9
5	栗林繁実		39. 5. 27	～	43. 5. 26
6	寺本静雄		43. 9. 3	～	47. 9. 2
7	山本佳二		48. 10. 29	～	52. 10. 28
8	//		52. 10. 29	～	56. 10. 28
9	中園啓一		56. 10. 29	～	58. 6. 20
10	本田久夫		58. 6. 21	～	62. 6. 13
11	//	平成	62. 6. 26	～	3. 6. 25
12	//		3. 6. 26	～	7. 6. 25
13	//		7. 6. 26	～	11. 6. 25
14	小林勝郎		11. 6. 26	～	15. 6. 25
15	//		15. 6. 26	～	19. 6. 25

3 職員

区の職員数は、30年4月1日現在4,315人である。内訳は次ページの組織別職員数のとおりである。職員数は一般職に属する職員数であり、再任用職員のうち短時間勤務の者、休職者、他団体への派遣職員、臨時職員、非常勤職員等を除く。

なお、上記のほかに、小・中学校の教員2,447人および学校関係の栄養士、事務職員の一部145人は、都の任用の職員で下表のとおりである（30年5月1日現在）。

〔東京都任用の教職員数〕（単位：人）30年5月1日現在

区 分	総 数	教 員	その他
小学校	1,742	1,647	95
中学校	850	800	50
計	2,592	2,447	145

注：その他は、事務職員、栄養士

〔組織別職員数〕

(単位：人) 30年4月1日現在

区分	職員数	職種別		
		事務系	福祉・技術系	技能・業務系
総数	4,315	1,880	1,860	575
技監	1	0	1	0
区長室	37	36	1	0
広聴広報課	31	30	1	
秘書課	6	6		
企画部	50	49	1	0
企画課	15	14	1	
財政課	11	11		
情報政策課	24	24		
危機管理室	37	35	1	1
危機管理課	37	35	1	1
総務部	220	136	77	7
総務課	42	39	1	2
文書法務課	12	12		
情報公開課	8	8		
経理用地課	27	20	2	5
人権・男女共同参画課	9	8	1	
職員課	34	33	1	
人材育成課	13	12	1	
施設管理課	75	4	71	
区民部	435	433	1	1
戸籍住民課	218	217		1
税務課	49	49		
収納課	80	80		
国保年金課	88	87	1	
産業経済部	51	50	1	0
経済課	16	16		
商工観光課	16	16		
都市農業課	19	18	1	
地域文化部	152	126	25	1
地域振興課	95	73	21	1
文化・生涯学習課	25	21	4	
スポーツ振興課	32	32		
福祉部	596	343	245	8
管理課	31	22	8	1
障害者施策推進課	130	30	95	5
生活福祉課	29	21	8	
練馬総合福祉事務所	75	54	21	
光が丘総合福祉事務所	76	47	29	
石神井総合福祉事務所	72	38	34	
大泉総合福祉事務所	67	36	31	
高齢社会対策課	30	24	5	1
高齢者支援課	18	13	5	
介護保険課	68	58	9	1
健康部（練馬区保健所）	227	92	135	0
健康推進課	33	23	10	
生活衛生課	45	9	36	

区分	職員数	職種別		
		事務系	福祉・技術系	技能・業務系
保健予防課	23	14	9	
豊玉保健相談所	28	8	20	
北保健相談所	15	5	10	
光が丘保健相談所	17	4	13	
石神井保健相談所	26	8	18	
大泉保健相談所	15	5	10	
関保健相談所	13	5	8	
地域医療課	12	11	1	
環境部	315	78	22	215
環境課	31	25	6	
みどり推進課	26	11	15	
清掃リサイクル課	25	20	1	4
練馬清掃事務所	110	10		100
石神井清掃事務所	123	12		111
都市整備部	164	54	110	0
都市計画課	28	13	15	
まちづくり推進課	47	17	30	
住宅課	10	9	1	
開発調整課	21	4	17	
建築課	58	11	47	
土木部	199	60	133	6
管理課	49	20	29	
道路公園課	80	15	59	6
計画課	56	15	41	
交通安全課	14	10	4	
会計管理室	16	16	0	0
教育委員会事務局	1,777	335	1,106	336
教育振興部	184	172	6	6
教育総務課	33	30		3
学務課	27	26	1	
学校施設課	41	35	3	3
教育指導課	21	21		
学校教育支援センター	15	13	2	
光が丘図書館	47	47		
こども家庭部	1,399	142	1,100	157
子育て支援課	238	53	174	11
保育課	1,100	56	898	146
青少年課	24	23	1	
練馬子ども家庭支援センター	37	10	27	
小学校	163	0	0	163
中学校	8	0	0	8
幼稚園	23	21	0	2
選挙管理委員会事務局	14	14	0	0
監査事務局	7	6	1	0
農業委員会事務局	—	—	—	—
議会事務局	17	17	0	0

●行政委員会、行政委員

区には、つぎの行政委員会、行政委員があり、それぞれ事務局において必要な事務を執行している。

1 教育委員会

教育に関する事務は、政治的中立や住民の意思の反映が強く要請されることから、区長から独立した行政委員会として、教育委員会が設置されている。委員会は、区長が区議会の同意を得て任命する教育長および4人の委員で組織され、任期は教育長が3年、その他の委員は4年である。

教育長は、教育委員会の会務を総理し、教育委員会を代表する。

30年7月1日現在の教育長および教育委員の氏名および任期はつぎのとおりである。

教育長 河川 浩 (30. 7. 1 ~ 33. 6. 30)

委員 高柳 誠 (29. 12. 19 ~ 33. 12. 18)

委員 坂口 節子 (27. 10. 16 ~ 31. 10. 15)

委員 新井 良保 (30. 6. 20 ~ 34. 6. 19)

委員 伊神 泉 (30. 6. 20 ~ 32. 6. 19)

〔歴代教育長〕

		昭和				平成	
1	星 義 文	27. 11. 1	～	28. 3. 31			
2	//	28. 4. 1	～	31. 9. 30			
3	松 尾 周 男	31. 10. 1	～	35. 9. 30			
4	栗 林 繁 美	35. 10. 8	～	39. 5. 26			
5	上 野 唯 郎	39. 7. 22	～	39. 10. 6			
6	//	39. 10. 7	～	43. 10. 6			
7	黒 田 新 市 郎	43. 10. 14	～	47. 10. 13			
8	岩 波 三 郎	48. 10. 29	～	52. 10. 28			
9	//	52. 10. 29	～	56. 10. 28			
10	//	56. 10. 29	～	60. 10. 28			
11	//	60. 10. 29	～	62. 1. 17			
12	下 田 迪 雄	62. 7. 1	～	元. 10. 28			
13	//	元. 10. 29	～	5. 10. 28			
14	//	5. 10. 29	～	9. 10. 28			
15	//	9. 10. 29	～	11. 6. 25			
16	藺 部 俊 介	11. 7. 1	～	13. 10. 28			
17	//	13. 10. 29	～	17. 10. 28			
18	//	17. 10. 29	～	21. 10. 28			
19	//	21. 10. 29	～	23. 6. 28			
20	河 口 浩	23. 6. 29	～	25. 10. 28			
21	//	25. 10. 29	～	27. 6. 30			
22	//	27. 7. 1	～	30. 6. 30			
23	//	30. 7. 1	～	在任中			

2 選挙管理委員会

区の選挙をはじめ、都、国の選挙および選挙に関係ある事務を管理、執行する合議制の機関で、4人の委員で構成されている。委員は、選挙権を有する者の中から区議会において選挙される。任期は4年である。

30年4月1日現在の選挙管理委員の氏名および任期はつぎのとおりである。

委員長 本橋 正壽

委員 岩崎 典子、小藺江博之、三戸 英一

(任期は各委員とも 33. 12. 18 まで)

3 監査委員

監査委員は、区の財務および行政に関する事務の執行等を監査する独任制の機関で、定数は4人である。委員は、区長が議会の同意を得て、識見を有する者および区議会議員の中から、それぞれ2人を選任する。任期は前者が4年で、後者は議員の任期による。識見を有する者のうち1人は常勤である。また、代表監査委員は、識見を有する者のうちから選任される。

30年6月27日現在の監査委員の氏名および任期はつぎのとおりである。

識見を有する者 山中 協

(常勤監査委員・代表監査委員)

(29. 10. 21 ～ 33. 10. 20)

識見を有する者 峯岸 芳幸 (27. 10. 19 ～ 31. 10. 18)

区議会議員 小泉 純二 (30. 6. 27 ～ 在任中)

区議会議員 斉藤 静夫 (30. 6. 27 ～ 在任中)

〔29年度の監査等実施状況〕

(1) 定期監査等

① 実績

- ・ 94 課 86 施設
- ・ 工事監査 8 か所
- ・ 財政援助団体等 29 団体

② 監査結果

- ・ 指摘事項 0 件

(2) 例月現金出納検査

(3) 決算・基金運用状況審査、財政健全化判断比率審査

(4) 住民監査請求

監査請求件数 0 件

(5) 行政監査

テーマ「追録図書と定期刊行物の購入について」

4 農業委員会

農業委員会は、「農地法」等法令による事項、農地等の利用の最適化の推進に関する事項、農業一般に関する調査および情報の提供等を行っている。

28年4月の法改正により委員の公選制が廃止され、区長の任命制に変更となった。29年7月に新制度による改選が行われ、現在の委員は16人で構成される。任期は3年である。

30年4月1日現在の委員は、つぎのとおりである。

会長 加藤 和雄

副会長 西貝 孝之、井之口喜實夫、

委員 井口 哲哉、石手 啓夫、

榎本 高一、尾崎 賀一、

加藤 茂平、木村 隆昭、

瀧島 規秀、田中 大代、

半田 保之、宮本金一郎、

宮本 兼一、本橋 朋和、

吉田 茂雄

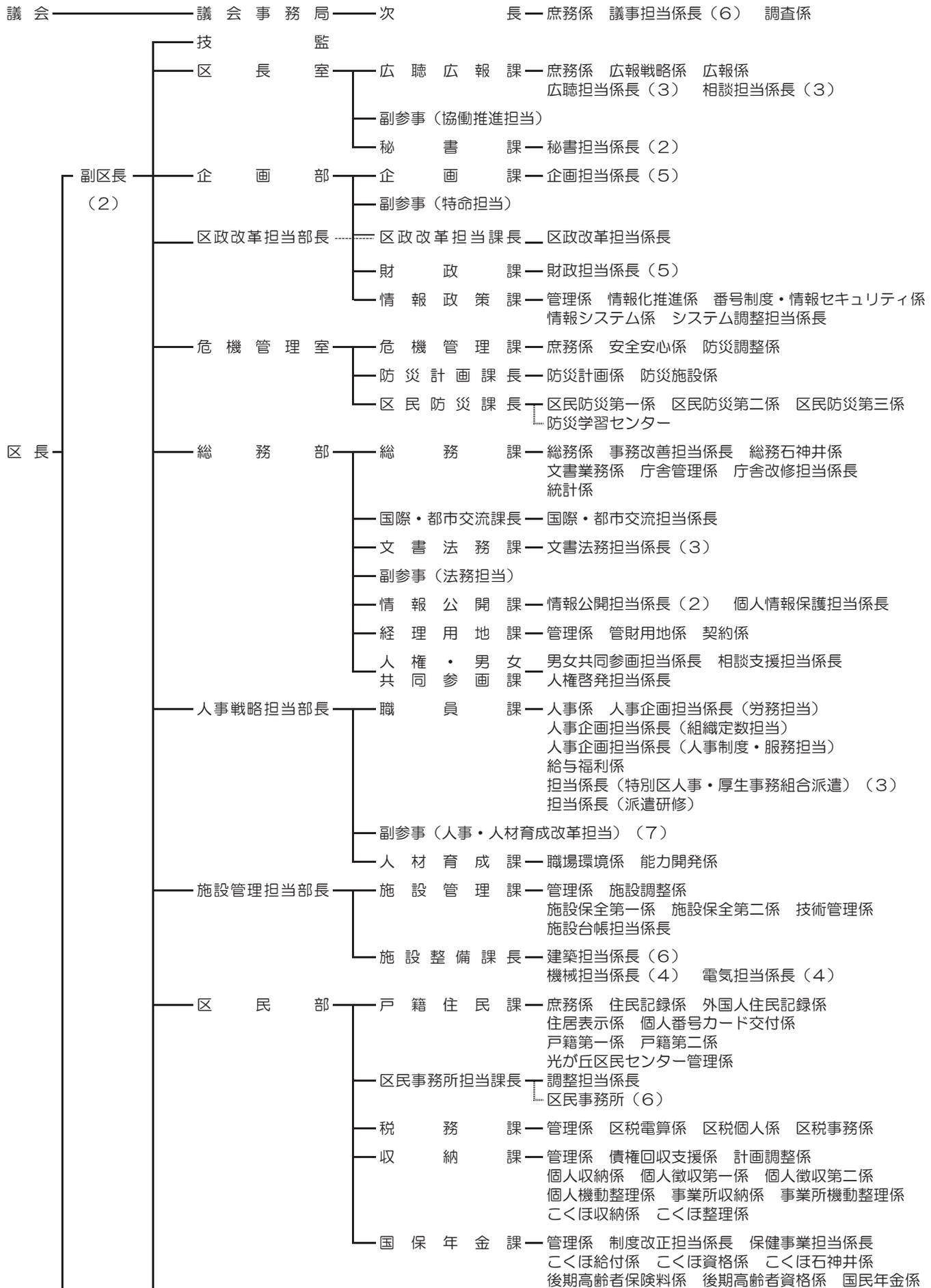
(任期は 29. 7. 30 ～ 32. 7. 29)

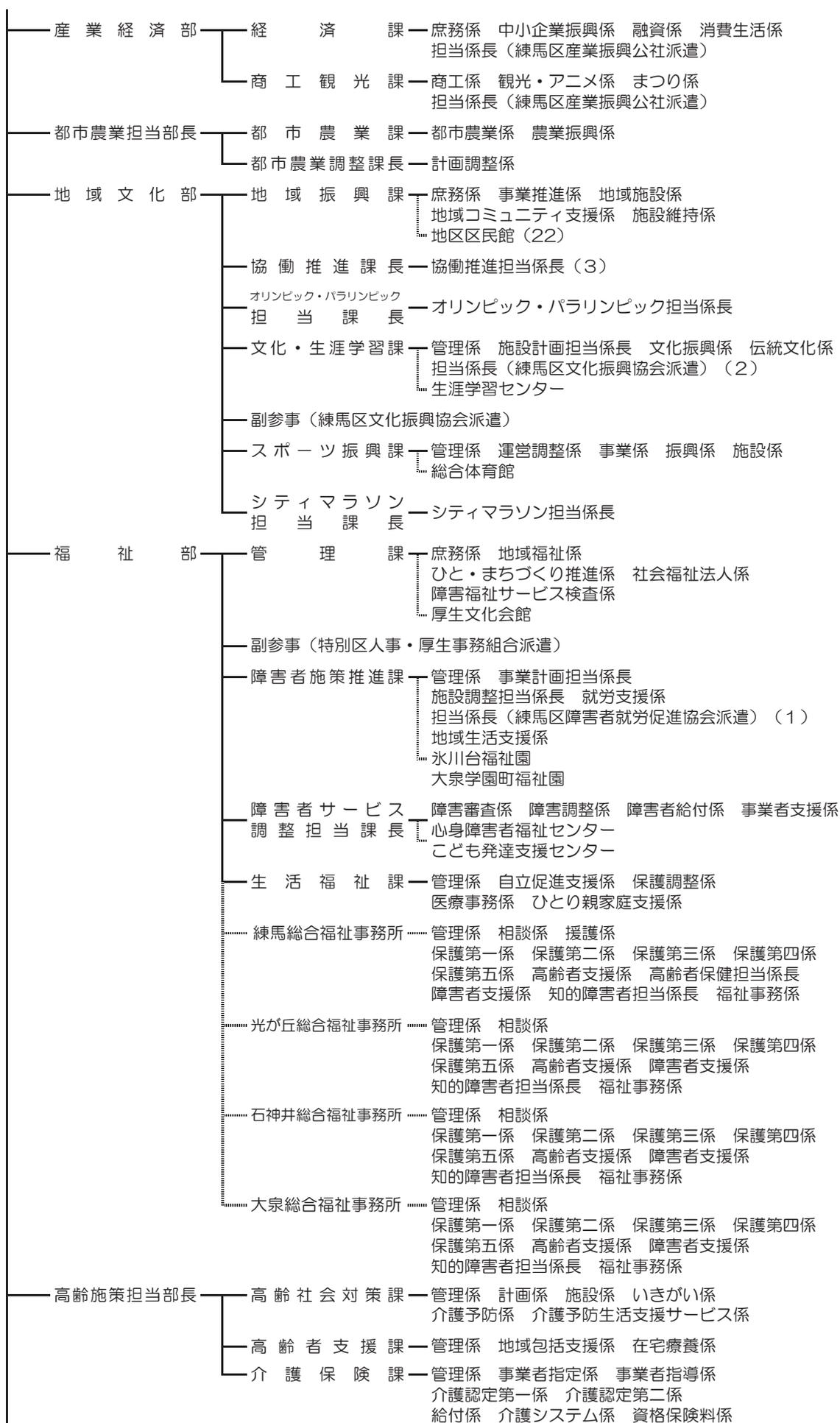
5 人事委員会

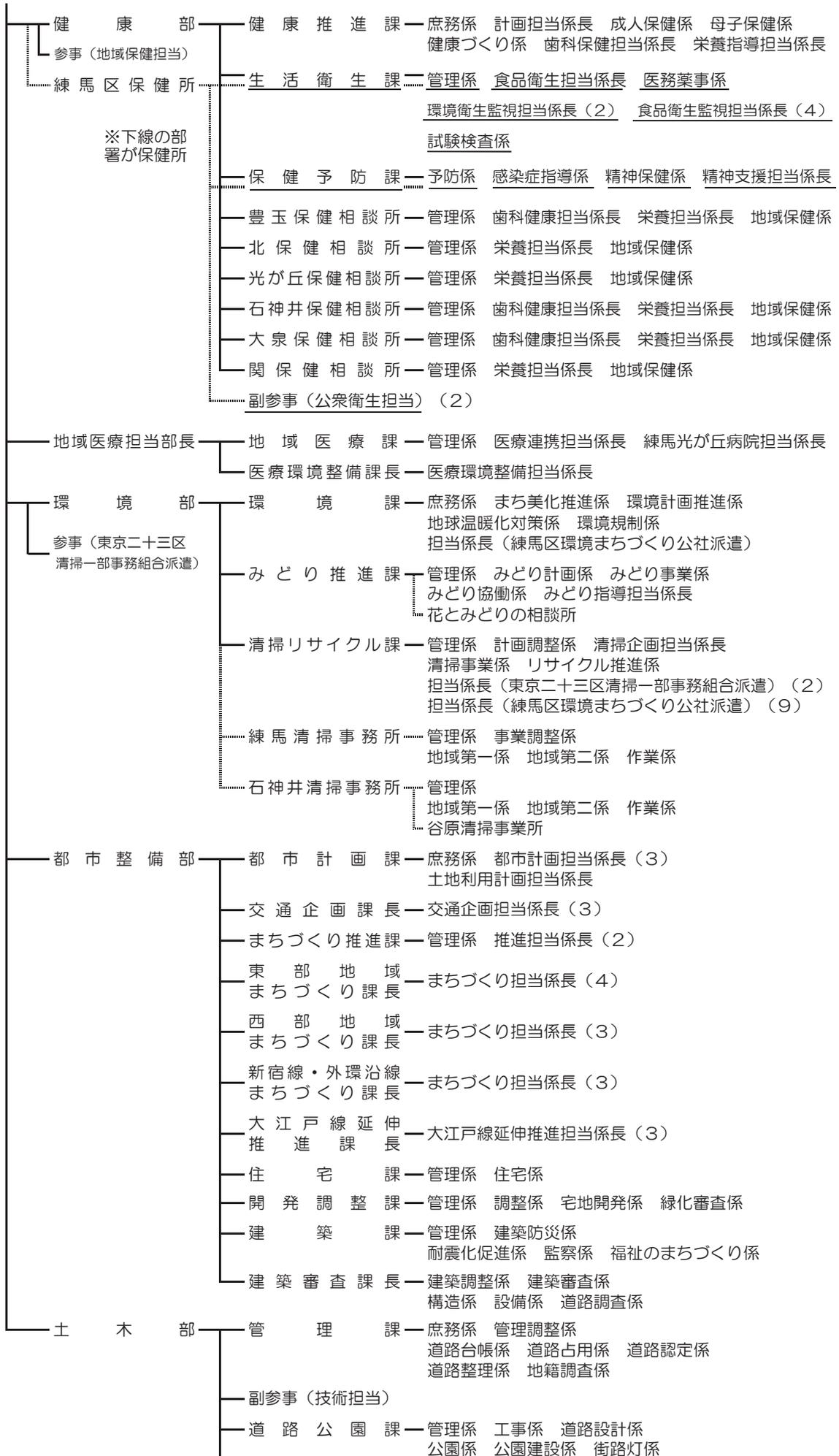
特別区の人事委員会は、23特別区が共同して設置している一部事務組合である特別区人事・厚生事務組合の一機関として設置され、23特別区共同の人事機関として機能している。

〔練馬区機構図〕

30年4月1日現在







〔練馬区の附属機関〕

30年3月31日現在

名 称 (根拠法令)	定数 任期	構 成	職務のあらまし
防災会議 (法・条例)	50人以内 2年	都、警察、消防、自衛隊、指定公共機関、学識経験者および区民防災組織等	地域防災計画の作成、区の地域に係る防災に関する重要事項の審議
安全・安心協議会 (条例)	60人以内 1年	区民、関係団体の代表者、関係行政機関の職員、区職員	安全に安心して暮らせるまちづくりの推進に関する基本事項・必要事項についての審議
国民保護協議会 (法・条例)	50人以内 2年	都、警察、消防、自衛隊、指定公共機関、学識経験者および区民防災組織等	国民保護計画・変更等の審議
特別職報酬等および議会政務活動費審議会 (条例)	10人以内 2年	区民、区内公共的団体等代表者	特別職報酬額等の適否についての審議
行政不服審査会 (法・条例)	3人 2年	法律または行政に関する学識経験者	行政庁の処分に関する不服申立てについての調査・審議
情報公開および個人情報保護審査会 (条例)	5人以内 2年	学識経験者	公文書非公開決定等の処分に関する不服申立てについての審査
情報公開および個人情報保護運営審議会 (条例)	25人以内 2年	区民、学識経験者、区議会議員	情報公開および個人情報保護制度の運営に関する重要事項の審議
財産価格審議会 (条例)	13人以内 2年	学識経験者、区職員	公有財産の管理・処分、財産の取得に関する価格の評定
国民健康保険運営協議会 (法・条例)	24人 2年	被保険者、保険医・保険薬剤師、公益および被用者保険等保険者の各代表者	国民健康保険事業の運営に関する重要事項の審議
文化財保護審議会 (条例)	10人以内 2年	学識経験者	文化財の保存・活用についての調査・審議
美術館運営協議会 (条例)	19人以内 2年	学識経験者、区議会議員、区民、美術団体関係者、学校教育関係者	区立美術館の運営方針および事業計画の協議
民生委員推薦会 (法・政令・規則)	14人以内 3年	社会福祉関係団体代表者、民生委員、学識経験者、区議会議員等	民生委員候補者の推薦
保健福祉サービス苦情調整委員 (条例)	5人以内 2年	保健・福祉・法律等に関する学識経験者	区や民間事業者が行う保健福祉サービスの利用に関する苦情の申立てについての調査・調整など
地域包括支援センター運営協議会 (法・条例)	20人以内 3年	被保険者、居宅サービス等の利用者等、医療従事者、保健もしくは福祉関係団体の職員または従事者、指定居宅サービス事業者等の職員、学識経験者	地域包括支援センターの運営等に関する事項の審議
地域密着型サービス運営委員会 (法・条例)	20人以内 3年	被保険者、居宅サービス等の利用者等、医療従事者、保健もしくは福祉関係団体の職員または従事者、指定居宅サービス事業者等の職員、学識経験者	地域密着型サービス事業者の指定等に関する事項の審議
介護保険運営協議会 (条例)	25人以内 3年	被保険者、医療保険者の職員、医療従事者、福祉関係団体の職員または従事者、介護サービス事業者の職員、学識経験者	高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画および介護保険事業の運営に関する重要な事項の審議
介護認定審査会 (法・条例)	280人以内 2年	保健・医療・福祉に関する学識経験者	要介護認定における審査・判定業務
障害者給付審査会 (法・条例)	60人以内 2年	障害者の実情に通じた者で、障害保健福祉の学識経験者	障害支援区分認定における審査・判定業務
感染症診査協議会 (法・条例)	4人以上 2年	感染症指定医療機関の医師、感染症の患者の医療に関する学識経験者、法律に関する学識経験者、医療および法律以外の学識経験者	感染症指定医療機関への勧告入院および入院期間延長の可否、結核患者の医療についての公費負担に関する審議、感染症法に基づく就業制限に関する審議
大気汚染障害者認定審査会 (条例)	10人以内 2年	医学に関する学識経験者	医療費助成の認定に関する調査・審議
環境審議会 (条例)	20人以内 2年	区民、事業者、学識経験者、教育関係者、関係行政機関職員	区の環境保全に関する基本的事項についての調査・審議
緑化委員会 (条例)	23人以内 2年	区民、学識経験者	みどりの保全および創出に関する重要事項の調査・審議

名 称 (根拠法令)	定数 任期	構 成	職務のあらまし
循環型社会推進会議 (条例)	20人以内 2年	区民、事業者、学識経験者等	リサイクルの推進ならびに廃棄物の減量および処理に関する基本的事項の審議
都市計画審議会 (法・条例)	30人以内 2年	区民、学識経験者、区議会議員、関係行政機関職員	都市計画、まちづくりおよび景観に関する調査・審議など
建築審査会 (法・条例)	5人 2年	法律・経済・建築・都市計画・公衆衛生・行政の学識経験者	特定行政庁の許可等に対する同意、審査請求に対する裁決など
建築紛争調停委員会 (条例)	7人以内 2年	法律・建築・環境等の学識経験者	建築に係る紛争の調停など
自転車駐車対策協議会 (法・条例)	20人以内 2年	区民、学識経験者、区議会議員、関係行政機関職員、鉄道事業者職員	自転車の駐車対策に関する重要事項の調査・審議
青少年問題協議会 (法・条例)	36人 2年	区民、学識経験者、区議会議員、関係行政機関職員、区職員	青少年育成活動方針の審議など
子ども・子育て会議 (法・条例)	15人以内 2年	子どもの保護者、事業主を代表する者、子ども・子育て支援に関する事業に従事する者、学識経験者等	子ども・子育て施策の総合的な推進、教育・保育施設等の利用定員についての調査・審議など

(3) 参政の状況

●選挙権と選挙人名簿登録者数

選挙人名簿登録者数は、30年3月1日現在、607,244人で、23区中3番目となっている。

現在71か所の投票所を設け、各種選挙を行っている。

●選挙区

練馬区における衆議院小選挙区の区割りは、東京都第9区と、新宿区・中野区・豊島区の一部との合区になる東京都第10区に分割されている（詳しくは右図を参照）。

〔住所地別の衆議院小選挙区分〕

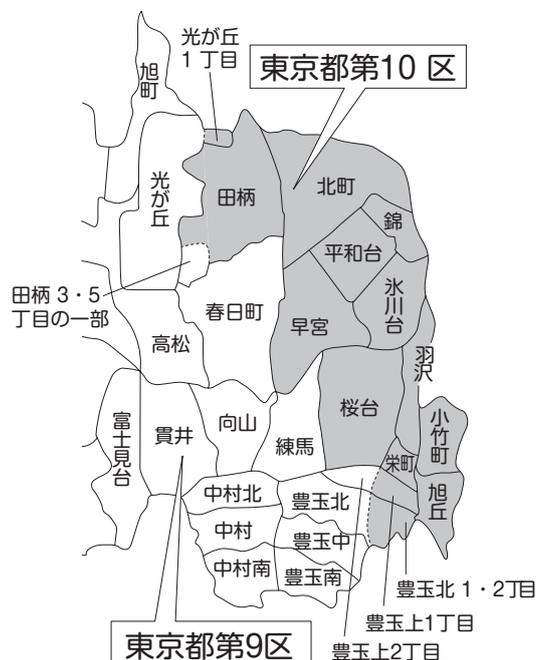
町名 (丁目・番)	区 分
旭丘 北町 小竹町 栄町 桜台 田柄1・2丁目 田柄3丁目14番～30番 田柄4丁目 田柄5丁目21番～28番 豊玉上1丁目 豊玉北1・2丁目 錦 羽沢 早宮 光が丘1丁目 氷川台 平和台	東京都第10区 〔新宿区の一部 中野区の一部 豊島区の一部 との合区〕
上記以外の練馬区	東京都第9区

〔公職選挙法に基づく選挙〕

選挙名	選挙区	定数(人)	任期(年)	公(告)示(日)
区長選挙	練馬区	1	4	選挙期日 7日前まで
区議会議員選挙		50		
都知事選挙	東京都	1	4	選挙期日 17日前まで
都議会議員選挙	練馬区 (東京都)	6 (127)		選挙期日 9日前まで
衆議院議員選挙	(小選挙区選出) 東京都 (全国)	25 (289)	4	選挙期日 12日前まで
	(比例代表選出) 東京ブロック (全国)	17 (176)		
参議院議員選挙 (※)	東京都 (選挙区選出)	12 (146)	6	選挙期日 17日前まで
	全 国 (比例代表選出)	96		

※：参議院議員選挙は3年ごとに半数を改選。

〔衆議院小選挙区の区割り〕



●東京都議会議員選挙

29年7月2日に東京都議会議員選挙が執行された。定数6人に対して10人の立候補があり、そのうち4人は現職の練馬区議会議員であった。

区全体の投票率は、51.99%で前回(25年)より6.71ポイント上回った。

●衆議院議員選挙

29年10月22日に衆議院議員選挙および最高裁判所裁判官国民審査が執行された。大規模な小選挙区区割り見直し後に初めて執行される衆議院議員選挙であった。

区全体の投票率は54.45%で前回(26年)より0.3ポイント下回ったが、都全体(53.64%)や全国(53.68%)の投票率を上回った。

●練馬区長選挙・練馬区議会議員補欠選挙

30年4月15日に練馬区長選挙・練馬区議会議員補欠選挙が執行された。任期満了に伴う区長選挙で、同時に欠員5人となっていた区議会議員の補欠選挙を行った。区長選挙における区全体の投票率は31.38%で前回(26年)より0.3ポイント下回った。

●明るい選挙のために

各種の講座、小学生・中学生・高校生対象のポスターコンクール、広報紙「ねりま白ばらだより」の発行などにより、明るい選挙の推進と棄権防止のための啓発活動を行っている。

これらの啓発活動は、明るい選挙推進協議会(委員14人で構成)および同協議会から委嘱された明るい選挙推進委員138人が、それぞれの地域で「話しあい活動」を主体とし、さまざまな方法により進めている。

●主権者教育

社会に参加し、自ら考え、判断する主権者を育てるために、学校等と連携し、若者の政治意識の向上や将来の有権者である子どもたちの意識醸成に取り組んでいる。

〔主権者教育関係事業〕

29年度

事業名	実績など
明るい選挙啓発ポスターコンクール	25校 1,661人
照姫まつりへの参加	都議選の周知・投票呼びかけ・啓発グッズ等の配布 3,000個
練馬まつりへの参加	投票体験 900人
小学生選挙体験教室	模擬投票および開票事務 10校 1,198人
子ども議会	選挙制度について学習 40人
中学生啓発講座	講演会 5校 914人
高校での出前授業・模擬投票	4校 1,656人
特別支援学校での出前授業・模擬投票	1校 31人
障害者施設での出前授業・模擬投票	1か所 15人
「成人の日のつどい」への参加	区長選のPR・啓発グッズ等の配布 2,000個
SNSによる啓発	発信数 350回
選挙啓発サポーター	86人



〔明るい選挙啓発ポスターコンクール 東京都最優秀賞受賞作品〕

〔選挙別当日有権者数・投票者数・投票率〕

選挙名・執行年月日	当日有権者数(人)			投票者数(人)			投票率(%)		
	計	男	女	計	男	女	計	男	女
都議会議員選挙 29.7.2	595,935	288,298	307,637	309,808	149,849	159,959	51.99	51.98	52.00
参議院議員選挙 28.7.10									
東京都選出 (※1)	600,416	291,495	308,921	349,908	170,493	179,415	58.28	58.49	58.08
比例代表選出 (※1)				349,876	170,478	179,398	58.27	58.48	58.07
都知事選挙 28.7.31	596,247	289,083	307,164	364,525	173,005	191,520	61.14	59.85	62.35
区長選挙 30.4.15	593,216	286,582	306,634	186,153	90,137	96,016	31.38	31.45	31.31
区議会議員補欠選挙 30.4.15				186,124	90,129	95,995	31.38	31.45	31.31
衆議院議員選挙 29.10.22									
小選挙区選出(東京都第9区) (※1)	468,623	226,111	242,512	256,249	124,213	132,036	54.68	54.93	54.45
小選挙区選出(東京都第10区) (※1)(※2)	137,069	66,917	70,152	73,556	36,181	37,375	53.66	54.07	53.28
比例代表選出 (※1)	605,692	293,028	312,664	329,826	160,405	169,421	54.45	54.74	54.19
最高裁判所裁判官国民審査	604,621	292,525	312,096	328,848	159,894	168,954	54.39	54.66	54.14
衆議院議員補欠選挙 28.10.23									
小選挙区選出(東京都第10区) (※1)(※2)	136,443	66,764	69,679	48,172	23,649	24,523	35.31	35.42	35.19
区議会議員選挙 27.4.26	570,403	276,544	293,859	243,757	115,967	127,790	42.73	41.93	43.49

※1：在外投票分を含む

※2：東京都第10区のうち練馬区分

〔選挙別・党派別得票率〕

選挙名・執行年月日	有効投票数 票	自由民主党	公明党	民進党 (民主党)	日本共産党	社会民主党	生活者ネットワーク	日本維新の会 (維新の党)	立憲民主党	都民ファーストの会	無所属その他
		%	%	%	%	%	%	%	%	%	
都議会議員選挙 29.7.2	305,251	19.56	14.28	14.02	11.22	—	5.22	—	—	35.29	0.42
参議院議員選挙 28.7.10											
東京都選出 (※1)	340,153	23.61	11.80	27.33	10.37	1.63	—	7.27	—	—	17.99
比例代表選出 (※1)	339,005	33.93	11.06	20.13	14.17	3.06	—	7.18	—	—	10.48
都知事選挙 28.7.31	360,652	—	—	—	—	—	—	—	—	—	100.00
区長選挙 30.4.15	177,761	—	—	—	—	—	—	—	—	—	100.00
区議会議員補欠選挙 30.4.15	180,154	32.86	—	—	12.63	—	—	—	15.79	19.26	19.46
衆議院議員選挙 29.10.22											
小選挙区選出(東京都第9区) (※1)	248,692	49.17	—	—	23.10	—	—	—	—	—	27.73
小選挙区選出(東京都第10区) (※1)(※2)	71,904	37.57	—	—	7.85	—	—	—	27.47	—	27.11
比例代表選出 (※1)	325,479	29.33	10.66	—	9.82	0.97	—	3.12	23.81	—	22.30
衆議院議員補欠選挙 28.10.23											
小選挙区選出(東京都第10区) (※1)(※2)	47,326	60.54	—	36.83	—	—	—	—	—	—	2.63
区議会議員選挙 27.4.26	238,700	33.52	17.31	7.32	11.70	0.99	5.64	2.71	—	—	20.81

※1：在外投票分を含む

※2：東京都第10区のうち練馬区分

(4) 新たな区政の創造

●特別区制度改革

1 特別区制度改革のあゆみ

練馬区を始めとする23特別区は、昭和22年に設置された後、昭和27年の「地方自治法」改正により東京都の内部団体として位置付けられ、自治体としての権限も大幅に制限されていた。

このため、23特別区は国に対し、特別区を「基礎的な地方公共団体」として法的に位置付けること、清掃事業など住民に身近な事務を移管することなど、制度改革の実現に向けた法令改正の要請を重ねた。

平成10年4月に成立した「地方自治法等の一部を改正する法律」が、12年4月に施行されたことにより、特別区制度改革がようやく実現の運びとなった。

12年の制度改革においては、都区の財源配分をめぐるつぎの5つの課題が積み残された。

- ① 「市町村事務」の役割分担を踏まえた財源配分
- ② 都に留保した清掃関連経費の取扱い
- ③ 小・中学校の改築需要への対応
- ④ 都市計画交付金の配分
- ⑤ 国等の大きな制度改革に応じた配分割合の変更

これら5課題に対する都区の見解には大きな隔たりがあったが、都区のあり方について、新たな検討組織による検討結果に従い整理することとし、暫定的な決着を見た。

2 都区のあり方の検討

18年11月に都と23特別区は、今後の都区のあり方について根本的かつ発展的に検討するため、都区のあり方検討委員会を設置した。検討状況については、つぎのとおりである。

(1) 都区の事務配分

検討対象事務444項目の基本的な方向付けを終え、53項目が区へ移管する方向で検討する事務とされた。このうち、児童相談行政のあり方については、都区のあり方検討委員会とは切り離して、別途整理することとされ、24年2月に都区間で検討会を設置した。

(2) 特別区の区域のあり方

都と区市町村が21年11月に共同設置した、東京の自治のあり方研究会の検討結果を踏まえて検討することとしており、27年3月に最終報告が取りまとめられた。

(3) 都区の税財政制度

都区の事務配分、特別区の区域のあり方の検討を踏まえて検討することとしているが、具体的な議論を行う状況に至っていない。

●地方分権の推進

地方分権は、地域の課題に対し、区が自らの意思と責任で対応できる範囲を広げるものであり、区政運営の重要な課題である。

1 第一次分権改革（5～12年）

11年7月に「地方分権一括法」が成立し、12年4月に施行されたことにより、機関委任事務の廃止等の改革が実施された。

2 第二次分権改革（18年～）

内閣府に設置された地方分権改革推進委員会が4次にわたって行った勧告を踏まえ、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」(第1次一括法～第4次一括法)が順次成立し、法律等における義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大や基礎自治体への権限移譲などが図られた。

26年からは、従来の国主導による「委員会勧告方式」から、個々の地方公共団体等から地方分権改革に関する提案を広く募集する「提案募集方式」が導入された。27年6月には、地方公共団体等からの提案等を踏まえ、国から地方公共団体または都道府県から指定都市等への事務・権限の移譲、義務付け・枠付けの見直し等を内容とする「第5次一括法」が公布された。それ以降も、第6次から第8次の一括法が公布されており、地方の発意に基づく規制緩和や事務・権限の委譲が進められている。

今後、区は、国、広域自治体との役割分担の見直し等、さらなる地方分権の推進と事務権限の拡充に見合う税財源の移譲や超過負担の解消等財政基盤の強化に努めていく。